

新居浜工業高等専門学校広報推進室規程

平成19年3月19日規程第4号
最終改正 令和4年3月4日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、本校が行う広報活動を総合的かつ効果的な推進と機動性を図るため、広報推進室（以下「推進室」という。）を置き、推進室に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報戦略の提案に関すること。
- (2) 広報戦略に基づく諸施策の企画・立案・実施に関すること。ただし、体験型の入試広報イベントの実施に関するものを除く。
- (3) 戦略的広報活動の推進に関すること。
- (4) その他広報活動に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 入試広報担当（教務主事，教務主事補）
 - (3) 入試広報誌・マスメディア担当
 - (4) イベント担当（エンジニアリングデザイン教育センター長）
 - (5) ホームページ運営担当
 - (6) 総務課長及び学生課長
- 2 室長は、本校の教授又は准教授の中から校長が指名する。
- 3 第1項第3号及び第5号の室員は、室長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号、第3号及び第5号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 室長は、推進室の業務を指揮するとともに総括に当たる。

- 2 室長は、第2条に掲げる業務に関し必要な事項を審議するため、会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名した室員が、その職務を代行する。

(協力者)

第6条 本校の広報に関する諸企画の専門的業務を処理するため、必要に応じて協力者を置くことができる。

- 2 協力者は、推進室で選考し、校長が委嘱する。

(報告)

第7条 室長は、推進室における審議の結果を、運営会議に報告する。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、総務課において処理する。ただし、入試広報に関することは学生課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、推進室の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日 一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日 一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。